

## 中国の標準必須特許紛争における「禁訴令」の最近の動向

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

中国における「禁訴令」（英語では「Anti-suit Injunction」）とは、実質的に同一の紛争が複数の国の裁判所に係属する並行訴訟において、一方当事者による外国裁判所での提訴等の司法的救済を禁止するという差止命令をいう。

近時、欧米や中国等における標準必須特許（Standard-Essential Patent : SEP）にかかる訴訟に関し、A 国の裁判所に「Anti-suit Injunction」が申し立てられ、その後、B 国の裁判所に「Anti-anti-suit Injunction」が申し立てられ、また A 国の裁判所に「Anti-anti-anti-suit Injunction」が申し立てられるといったように、申立ての応酬が際限なく繰り返されるという事態が発生している。

その中で、中国における「禁訴令」が注目されている。注目されている理由は、中国では、華為（ファーウェイ）と Conversant の紛争事件、小米（シャオミ）と Inter Digital の紛争事件、サムスンと Ericsson の紛争事件というように、次から次へと「禁訴令」に関する事件が生じていることが挙げられる。また、中国の GDP が世界第 2 位となり、コロナ禍の中でもプラス成長を継続していること、ファーウェイ等の中国企業が 5G 等の標準必須特許のかなりの部分を有していることに対する警戒感も背景にあると思われる。

上記の各紛争事件については、既に、拙稿「中国における「禁訴令」(Anti-Suit Injunction)」(『特許ニュース No.15460』(経済産業調査会、2021 年) 所収) で解説したところであるが、本稿では、その後の新しい動きを 2 つ紹介したい。即ち、①中国の「禁訴令」についての EU による WTO 紛争解決手続の申請と中国の反応、及び②中国の標準必須特許紛争において「禁訴令」の申立てが却下された事例の出現である。

### II 中国の「禁訴令」についてのEUによるWTO紛争解決手続の申請と中国の反応

#### 1 EU による二国間協議の要請

2022 年 2 月 18 日、EU は、中国の「禁訴令」について、WTO 紛争解決手続の二国間協議を要請した<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> WTO 紛争解決手続の概要及びフローチャートについては、下記リンク先を参照。

EU の発表文<sup>3)</sup>には、「中国は、主要技術（3G、4G、5G 等）に関する権利を有する EU 企業が、その特許が中国の携帯電話メーカー等によって違法に使用されたり、適切な補償を受けずに使用されたりした場合に、これらの権利を保護することを厳しく制限している。中国以外の国で訴訟を提起した特許権者は、しばしば、中国で多額の課徴金を課され、市場価格を下回るライセンス料で和解するよう圧力をかけられる。このような中国の政策は、欧州のイノベーションと成長に極めて大きなダメージを与え、欧州のテクノロジー企業が技術的優位性をもたらす権利を行使し、実施する可能性を事実上奪っている。」「EU はこの問題を中国に提起し、解決策を見出そうと何度も検討してきたが、効果は無かった。中国の行為は、EU によれば、WTO の『知的財産権の貿易関連の側面に関する協定』（TRIPS 協定）に違反するため、EU は WTO での協議を要請する。」と記載されている。

EU の要請書<sup>4)</sup>には、EU の主張の骨子として、①問題となっている措置が、知的財産権の保護と行使に悪影響を与えていること、②中国は、TRIPS 協定の対象事項に関する最終決定を公表しなかったこと、③中国が、TRIPS 協定の対象事項に関する一般的に適用される最終司法判断に関する情報を提供しなかったことが挙げられている。

二国間協議の要請後、まずは、60 日間の二国間協議が行われ、それでも解決できなかった場合、パネルの設置要請が可能となる。

## 2 中国商務部の反応

中国政府の商務部の責任者は、記者会見<sup>5)</sup>において、以下のように述べた。

・「中国は EU の協議要請が主に特許訴訟事件における中国の関連慣行に関するものであることに留意している。中国は WTO ルールと加盟時の公約に厳密に従って、知的財産保護の法整備と執行を改善してきており、その成果は誰の目にも明らかであり、知的財産問題に関する中国と EU のコミュニケーション・チャンネルは開かれている。中国は EU の提訴を遺憾に思っている。」

・「WTO 紛争解決メカニズムは加盟国間の経済・貿易紛争を解決するための通常のチャンネルである。中国は常に多国間貿易システムを支持しており、WTO のルールに従ってフォローアップ事項を処理し、自国の合法的な権益を断固として守る。」

## 3 米国、カナダ、日本の動き

2022 年 2 月 22 日付けで米国とカナダが、また、同年 3 月 8 日付けで日本が、上記二国間協議への参加希望を WTO に提出した<sup>6)</sup>。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/funso/seido.html>

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000096399.pdf>

<sup>3)</sup> [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_22\\_1103](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_1103)

<sup>4)</sup> [https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2022/february/tradoc\\_160051.pdf](https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2022/february/tradoc_160051.pdf)

<sup>5)</sup> <https://www.163.com/dy/article/H0IITUEU0519C6T9.html>

<sup>6)</sup>

さらに、米国では、一部の上院議員が、「外国による米国企業からの知財窃盗を、腐敗した裁判システムにより実現させようとする企てを防止する法案」を提出した<sup>7</sup>。当該法案には、米国での訴訟を妨害する外国による ASI を利用しようとする者に対しては罰則を科すこと等が規定されている。法案が成立する可能性は、現時点では不明である。

#### 4 中国の学者の議論状況

EU が中国の「禁訴令」について WTO 紛争解決手続の二国間協議を要請したことに対しては、中国の学者によるいくつかの意見が公表されている。本稿では、そのうち、馬楽・華東政法大学国際法学院副教授の意見の要旨を紹介したいと思う<sup>8</sup>。

馬楽副教授の意見の要旨は、以下のとおりである。

##### (1) EU の協議要請の内容

EU の協議要請には、主に 3 つの点が含まれる。

第一に、中国の禁訴令は、知的財産権の保護と執行に悪影響を及ぼすこと。

第二に、中国は、TRIPS 協定の対象となる事項に関する最終決定（中国が公式刊行物に指針として参照している少なくとも 3 つの判決）を公表しなかったこと。

第三に、EU は、2021 年 6 月、TRIPS 協定 63 条 3 項に従って、TRIPS 評議会に中国に書簡を送り、3 つの判決に関する情報を提供するように要請したが、中国は、同年 9 月、「TRIPS 協定に基づく EU の要請に対応する義務はない」と回答し、網羅的ではない説明を 2 段落だけ提供しただけで、3 つの判決に関する情報を提供しなかったこと。

##### (2) 第一の点について

EU は、中国の法院が下した禁訴令の決定が、SEP 保有者の特許権の行使を制限するものであり、TRIPS 協定 28 条に違反する等と主張している。しかし、特許権に関する中国の特許法の規定は、TRIPS 協定の要件に完全に一致している。特許権の行使に対する禁訴令の影響は一時的なものであり、この一時的な影響は、SEP 紛争の複雑さと国際的並行訴訟の蔓延に起因するものである。EU の主張は、特許権の行使に対する禁訴令の影響を誇張しており、禁訴令が国際的並行訴訟に対応するために存在することを無視している。

近年、コモンロー制度から大陸法制度に至るまで、各国の裁判所は、標準必須特許訴訟においてますます熾烈な競争を繰り広げており、自国で訴訟の場を作りたいと考えている。中国は、「強制的に参入させられた者」から、「積極的に参加する者」へと変化した。ASI はコ

---

[https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE\\_Search/FE\\_S\\_S006.aspx?Query=\(@Symbol=%20wt/ds611/\\*\)&Language=ENGLISH&Context=FomerScriptedSearch&languageUIChanged=true#](https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S006.aspx?Query=(@Symbol=%20wt/ds611/*)&Language=ENGLISH&Context=FomerScriptedSearch&languageUIChanged=true#)

<sup>7</sup> <https://www.ipwatchdog.com/2022/03/10/senators-take-aim-chinese-anti-suit-injunctions-defending-american-courts-act/id=147326/>

<sup>8</sup> <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1725432097667343303&wfr=spider&for=pc>

モンロー制度に端を発し、最初は英国のコモンロー裁判所と大法官裁判所との間の並行訴訟を解決するために使用され、後に英国と米国による国際並行訴訟で使用された。米国は、2012年の「マイクロソフト対モトローラ」事件以来、最もASIを活用する裁判所になった。グローバルライセンス条件の管轄権の確認は、「Unwired Planet v. Huawei」事件で、英国の裁判所が主導権を握って判示したものであり、中国が初めてではない。

2021年7月、「IP Bridge v. Huawei」事件において、ドイツのミュンヘン地方裁判所は、Huaweiが禁訴令（ASI）を申請していないのに、Huaweiがそうする可能性が高いというだけの理由で、反禁訴令（AASI）を発布した。EU加盟国であるドイツのこのようなアプローチも、懸念を引き起こしている。EUがこの現実を無視し、中国の禁訴令だけを非難することは納得できない。

### （3）第二の点について

EUは、中国がウェブサイト「中国裁判文書網」<sup>9</sup>にASIに関する3つの決定書を掲載しないことが、TRIPS協定63条1項に規定されている透明性要件に違反すると主張している。しかし、中国は、WTOに対し、ウェブサイト「中国裁判文書網」が、中国の司法判決を取得するための唯一のチャンネルであるとは約束していない。3つの決定書は、他のウェブサイトで取得することができる。よって、透明性要件に違反するというEUの主張を正当化することはできない。

### （4）第三の点について

EUは、中国がEUの2021年6月の要請に応じてASIに関する3つの決定に関する情報を提供しなかったこと及び禁訴令の決定の内容及び法的理由についてさらに説明・明確化しなかったことは、TRIPS協定63条3項に違反すると主張している。しかし、TRIPS協定63条3項により各加盟国が他の加盟国に要求することができる情報は、63条1項に規定された情報に限定されることは明文上明らかである。そのような情報は、中国の司法判決によって公表されている。また、「典型的な事件」、「10大事件」等は、参考用であり、一般的に適用される法的効果はない。

今回のEUによる二国間協議の要請における第二及び第三の点についての主張は、2021年6月の要請における主張よりもはるかに少なくなっている。このことは、EUの主張の説得力の低さを表している。

## 5 今後の展望

前述したとおり、EUによる二国間協議の要請は、WTO紛争解決手続の端緒にすぎない。今後、手続がどのように進んでいくか、EUと中国がどのような主張をしていくか等が注目されるが、ここでは、以下の3つの点を指摘しておきたい。

<sup>9</sup> <https://wenshu.court.gov.cn/>

### (1) WTO 上級委員会は機能停止中

EU が中国の禁訴令について WTO 紛争解決手続の二国間協議を要請したことにより、まずは、60 日間の二国間協議が行われ、それでも解決できなかった場合、紛争処理小委員会（パネル）の設置要請が可能となる。WTO 紛争解決手続のルールによれば、訴えられた国は 1 回のみ、パネル設置の拒否権を行使できる。さらに協議を行っても、EU が提訴を取り下げなければ、2 回目のパネル設置要請は、全加盟国が反対しない限り、採択される。その後、「パネリスト」が選定され、審理が始まる。パネルは、原則として 9 か月以内にパネル報告を採択することになっているが、近年は、1~2 年以上かかるのが通常である。パネルの判断を不服とする当事者は、上級委員会に上訴できる。しかし、現在、上級委員会については、2019 年 12 月以降、米国が新しい委員の選任を拒否してきたため、定足数を満たさず、機能が停止しており、審理は困難な状況である。

### (2) 英国・ドイツ・米国等の「ASI」と中国の「禁訴令」はどこが違う？

広く知られているとおり、「Anti-suit Injunction」は、米国・英国<sup>10</sup>・ドイツ等の欧米の裁判所が従来から数多く発布してきたものである。

今回の EU の中国に対する主張は妥当なものといえるのか、中国の「禁訴令」と EU 加盟国の「Anti-suit Injunction」はどこが違うのか（その「違うところ」が本当に TRIPS 協定違反となるかといえるのか）、EU の全ての加盟国においては、「Anti-suit Injunction」の決定書は公開されているのか、EU が WTO 紛争解決手続を開始したことがブーメランとなって返ってこないか、自国のことを棚に上げて中国の禁訴令だけを批判できるのか、EU 加盟国の ASI も自国企業ファーストではないか等が問題となる。これらの問題につき EU が十分な検討を行ってきたかは不明である（EU の要請書を見る限りでは、十分な検討が行われていないのではないかと推測される）。

ちなみに、日本では、これまで、訴訟禁止命令（ASI）が発布されたことは一度も無いが、もし、日本の裁判所が訴訟禁止命令（ASI）を発布するとすれば、「民事保全法」に基づき、「仮の地位を定める仮処分」によることになると思われる。筆者が東京地方裁判所の執行部に電話で問い合わせたところ、仮処分命令の決定書は、当事者及び利害関係人を除く第三者には公開されない、とのことである。そうすると、日本も、中国が「禁訴令」の決定書を十分に公開していないと批判することはできないのではないかと思われる（但し、日本の裁判所は、保守的な傾向が強いため、よほどのことが無い限り、訴訟禁止命令（ASI）を発布することはないと思われる）。

### (3) 「禁訴令（ASI）」だけを否定しても、根本的な問題は何も解決しない

近時、「禁訴令（ASI）」ばかりが注目を浴びているが、もし、「禁訴令（ASI）」を否定した

<sup>10</sup> そもそも「ASI」は、英国で 15 世紀から形成・発展してきた判例法理である。

としても、根本的な問題解決には繋がらないことに留意が必要である。即ち、複数の国の裁判所が、ほぼ同一事案の訴訟（例えば、SEPのグローバルライセンスのFRANDの確定請求訴訟）について、それぞれ異なる判決を下すという「国際訴訟競合」の問題は、「禁訴令(ASI)」を否定したとしても、残ったままとなる。現在のところ、「国際訴訟競合」に対する現実的に利用可能で適切な解決策は存在せず、実際には、ほとんどの「禁訴令(ASI)」の紛争事案においては、両当事者が「和解」することによって一応解決されているだけである。

しかし、「国際訴訟競合」の事案において、これからも常に「和解」が成立するとは限らない。例えば、通信企業同士の標準必須特許(SEP)紛争であれば、お互いにクロスライセンス契約を締結して紛争を解決しようとする傾向が強いとも思われるが、通信企業と自動車メーカー・自動車部品メーカーの間では、FRANDの算定への考え方やライセンスに関する商慣習が大きく異なり、クロスライセンス契約締結は容易ではないという面がある。また、NPE(Non-Practicing Entity、不実施主体)やパテント・トロールがSEPの権利者となっている場合にも、「和解」の成立には非常に大きな困難が伴うと思われる。

引き続き、二国間協議及びWTO紛争解決手続の今後の推移に注目していきたい。

### Ⅲ 中国の標準必須特許紛争において「禁訴令」の申立てが却下された事例の出現

#### 1 過去の事例のほとんどは、「禁訴令」の申立てを認容

中国における「禁訴令」の過去の事例のほとんどは、「禁訴令」の申立てが認容され、「禁訴令」が発布された事例であった。その代表的な事例としては、華為(Huawei)とConversantの紛争事件が挙げられる。その概要は、以下のとおりである。

2020年8月28日、最高人民法院は、華為(Huawei)とConversantの紛争事件((2019)最高法知民終732、733、734号の1)において、「禁訴令」の発布を認める裁定を下した。当該事件における最高人民法院の裁定は、①Conversantは、最高人民法院が上訴事件につき終審判決を下す前に、2020年8月27日にドイツのデュッセルドルフ地方裁判所の下した差止の一審判決につき執行を申し立ててはならない、②本裁定に違反した場合、違反した日から1日あたり100万人民元の過料(法定の上限額)に処し、日数で積算する、というものであった。

最高人民法院の上記裁定の理由の要旨は、以下のとおりである。

①外国裁判所による判決の執行申立てを禁止する行為保全措置の申立については、(a)被申立人が外国裁判所による判決の執行を申し立てることの中国における訴訟に与える影響、(b)行為保全措置を採ることが確かに必要であるか否か、(c)行為保全措置を採らないことにより申立人が被る損害が、行為保全措置を採ることにより被申立人が被る損害を超えるか否か、(d)行為保全措置を採ることは公共の利益を害するか否か、及び(e)行為保全措置を採ることが国際礼讓の原則に合致するか否か、という5つの点を考慮して総合的に判断する。

②本件では、デュッセルドルフ地方裁判所の下した差止の一審判決につきConversantによ

る執行申立を認めると、華為（Huawei）は、ドイツ市場からの撤退、又は高額の許諾料を受け入れるしかなく、華為（Huawei）の事後的な救済は不可能となる。

③また、本件では、中国での提訴の受理の方がドイツよりも早かった等の事情もある。

## 2 联想（Lenovo）と Nokia の紛争事件（(2020)粵 03 民初 5105 号）において、深圳市中級人民法院が「禁訴令」の申立てを却下

### (1) 概要

联想（Lenovo）と Nokia の紛争事件（(2020)粵 03 民初 5105 号）において、深圳市中級人民法院は、联想による「禁訴令」の申立てを却下した<sup>11</sup>。これまでのところ、中国における標準必須特許紛争において「禁訴令」の申立てが却下された事例は他には見当たらないため、以下、紹介することとしたい（なお、深圳市中級人民法院による当該裁定が下されたのは 2021 年 1 月 27 日であったが、最高人民法院知的財産権庭のウェブサイトで公表されたのは 2022 年 3 月 9 日である）。

### (2) 書誌的事項

法 院：深圳市中級人民法院

事 件 番 号：(2020)粵 03 民初 5105 号

申 立 人：联想（北京）有限公司、联想信息產品（深圳）有限公司

被 申 立 人：諾基亞科技（北京）有限公司、諾基亞技術有限公司(Nokia Technologies Ltd.)

裁 定 日：2021 年 1 月 27 日

### (3) 本紛争事件に関する主な動き

本紛争事件に関する主な動きを時系列で示すと、下表のとおりである。

年月日	中国での動き	外国での動き
2019 年 9 月 18 日		Nokia は、ドイツのミュンヘン裁判所、マンハイム地方裁判所、デュッセルドルフ地方裁判所において、联想に対し、標準必須特許の権利侵害訴訟を提起。
2019 年 9 月 25 日		Nokia は、米国ノースカロライナ州東部地区の裁判所に、联想に対し、標準必要特許の侵害訴訟を提起。
2019 年 10		Nokia は、联想に対し、標準必須特

<sup>11</sup> <https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-1820.html>

月 19 日		許が侵害されたとして、インドのニューデリー高等裁判所に訴訟を提起し、仮差止命令を申し立てた。
2020 年 7 月 2 日		Nokia は、聯想に対し、標準必須特許が侵害されたとして、米国の国際貿易委員会 (ITC) に提訴。
2020 年 7 月 2 日		Nokia は、聯想に対し、標準必須特許が侵害されたとして、ブラジルのリオデジャネイロ裁判所に訴訟を提起。
2020 年 9 月 30 日		ドイツのミュンヘン裁判所は、聯想に対し、特許権侵害差止を命じる判決を下した。
2020 年 10 月 13 日	聯想は、Nokia に対し、深圳市中級人民法院に本訴を提起。	
2020 年 11 月 26 日	聯想は、深圳市中級人民法院に行為保全を申し立てた。	
2021 年 1 月 27 日	深圳市中級人民法院は、聯想の行為保全の申立を却下。	

#### (4) 本裁定の理由

本紛争事件において、深圳市中級人民法院が聯想の行為保全の申立てを却下した理由は、聯想とノキア公司の間の、ドイツのミュンヘン地方裁判所、マンハイム地方裁判所、デュッセルドルフ地方裁判所、インドのデリー高等裁判所、ブラジルのリオデジャネイロ州裁判所等の事件はいずれも未定の状態であるところ、ノキア公司が申請により執行を行うことによって聯想の権益を損なう可能性のある域外裁判所の判決又は決定がまだなされていないため、行為保全の可否につき評価することはできない、ということにある。

上記の深圳市中級人民法院の理由は、前述した華為 (Huawei) と Conversant の紛争事件において最高人民法院が示した 5 つの判断要素とは全く異なるものであり、整合的な理解は困難である。ただ、深圳市中級人民法院が聯想の行為保全の申立てを却下するという判断をするにあたっては、中国の法院への提訴及び行為保全申立てよりも、ドイツ等の外国の裁判所への訴訟提起が既に多数行われていたことが、重視されたものと思われる (これに対し、過去に中国の法院が禁訴令を発布した事案では、当職が確認した限り、全て、中国法院への提訴が外国裁判所への提訴よりも先に行われていた)。

### 3 結語



前述のとおり、中国における「禁訴令」の過去の事例のほとんどは、「禁訴令」の申立てが認容され、「禁訴令」が発布された事例であった。そのような状況の下で、本紛争事件において、深圳市中級人民法院は、「禁訴令」（行為保全）の申立てを却下するという裁定を下した。当該裁定の判断にあたっては、中国の法院への提訴及び行為保全申立てよりも、ドイツ等の外国の裁判所への訴訟提起が既に多数行われていたことが、重視されたものと思われる。

今後、中国における標準必須特許及び「禁訴令」に係る紛争事件、法令、政策、学説等の動向については、十分に注視していく必要がある。

最後に、深圳市中級人民法院による当該裁定の全文和訳を掲載するので、参考にしていただきたい。

中華人民共和國  
広東省深圳市中級人民法院  
民事裁定書

(2020)粵 03 民初 5105 号

申立人（原告）：聯想（北京）有限公司。住所地：北京市海淀区上地西路 6 号 2 棟 2 階 201-H2-6。

法定代表人：楊元慶、当該公司董事長。

委託訴訟代理人 王焱、北京市漢坤律師事務所上海オフィス 弁護士。

委託訴訟代理人 孫牧然、北京市漢坤律師事務所 弁護士。

申立人（原告）：聯想信息產品（深圳）有限公司。住所地：深圳市福田区保稅区広蘭道 3 号、桃花路 30 号。

法定代表人：黃仲昭。

委託訴訟代理人 羅睿 北京市漢坤律師事務所 弁護士。

委託訴訟代理人 何雯 北京市漢坤律師事務所 弁護士。

被申立人（被告）：諾基亞科技（北京）有限公司、住所地：北京市朝陽区望京東路 1 号

法定代表人：龔天德。

被申立人（被告）：諾基亞技術有限公司(Nokia Technologies Ltd.)、住所地：フィンランド エスポー Karakaari 7A, FIN-02610。

原告の聯想（北京）有限公司（以下「聯想北京公司」という）、聯想信息產品（深圳）有限公司（以下「聯想深圳公司」という）及び被告の諾基亜科技（北京）有限公司（以下「ノキア北京公司」という）、諾基亜技術有限公司（以下「ノキア公司」という）の標準必須特許ライセンス紛争事件をめぐり、申立人の聯想北京公司、聯想深圳公司是、2020年11月26日に、本院に行為保全の申立てを行い、被申立人ノキア公司に対し、次に掲げることを命じるよう請求した。

1、本件の終審判決が下される前に、ドイツ連邦共和国ミュンヘン地方裁判所（以下「ミュンヘン裁判所」という）における EP1433316（事件番号 21 O 5247/20）、EP1470724（事件番号 21 O 13025/19）に基づく権利侵害訴訟手続において獲得することができる、権利侵害を停止するいかなる判決又は決定も執行してはならないこと。

2、本件の終審判決が下される前に、ドイツ連邦共和国マンハイム地方裁判所における EP1512115（事件番号 7 O 108/19）、EP1287705（事件番号 7 O 107/19）、カールスルーエ控訴裁判所における控訴中の事件番号6のU120/20、EP1186177（事件番号2 O 111/19）の権利侵害訴訟において獲得することができる、権利侵害を停止するいかなる判決又は決定も執行してはならないこと。

3、本件の終審判決が下される前に、ドイツ連邦共和国のデュッセルドルフ地方裁判所における EP1440515（事件番号 4c O 53/19）に基づく権利侵害訴訟手続において獲得することができる、権利侵害を停止するいかなる判決又は決定も執行してはならないこと。

4、本件の終審判決が下される前に、インドニューデリーのデリー高等裁判所における IN241109、IN295753 及び IN252965（事件番号 CS（COMM 581/2019））に基づく権利侵害訴訟手続において獲得することができる、暫定的及び／又は恒久的に権利侵害を停止するいかなる判断又は決定も執行してはならないこと。

5、本件の終審判決が下される前に、ブラジルのリオデジャネイロ州裁判所における P10211263-9（事件番号 0131462-77.2020.8.19.0001）に基づく権利侵害訴訟手続において獲得することができる、暫定的及び／又は恒久的に権利侵害を停止するいかなる判決又は決定も執行してはならないこと。

6、ノキア公司及びその関連公司是、本件の終審判決が下される前に、いかなる他の法域の裁判所で聯想製品に対して起こされたいかなる特許権侵害手続において獲得することができる、いかなる暫定的及び／又は恒久的に権利侵害を停止するいかなる判決又は決定も執行してはならないこと。申立人の聯想北京公司、聯想深圳公司是、2,000 万人民币元を行為保全の担保として提供する意思がある。

申立人である聯想北京公司、聯想深圳公司是、次のとおり主張した。本件の紛争は、ノキア公司的の H.264 標準下の中国標準必須特許に関わるものであり、中国大陸は係争聯想

製品の重要な生産拠点及び販売市場であり、ノキア公司及びその関連会社がドイツ・米国・インド・ブラジル等の裁判所で、聯想に対して大規模な特許権利侵害の訴えを起こし、且つ差し止め救済を獲得する可能性があり、本件の審理に対して継続的脅威を形成するものである。ノキア公司及びその関連会社が聯想に対して起こした特許権侵害訴訟の一つにおいて、権利侵害停止の判決又は決定が執行されてしまうと、いずれも聯想が現実的な緊迫した脅威に直面することになり、聯想はノキア会社が提出した FRAND 原則と明らかに合致していないライセンス条件を受け入れざるを得なくなり、且つグローバル和解に合意せざるを得なくなり、深圳市中級人民法院による本件の審理もまた深刻な混乱に陥り、仮に法院が判決を下したとしても、当該判決を実際に執行できなくなる。2020年9月30日、ドイツのミュンヘン裁判所は、事件番号が 21 O 13026/19 の特許権侵害事件において、欧州特許 EP1433316 の侵害停止を聯想に対して命じる判決を下した。2020年10月20日、被申立人は、当該権利侵害停止の判決を仮執行するよう申立てたが、2020年10月30日、ミュンヘン高等裁判所は、ミュンヘン裁判所の裁判理由が成立しない可能性があるとして、当該判決の仮執行は中止になった。現在、聯想は、ノキアによる世界規模の訴訟に直面しており、緊迫し且つ日々増大する圧力にさらされている。申立人によるノキア公司及びその関連会社に対する行為保全の申請を支持するよう求める。

聯想北京公司、聯想深圳公司が提出した証拠に基づき、本院の審査を経て、次のとおり判明した。

ノキア公司是、H.264 標準下において、多くの国に標準必須特許を保有していると声明しており、聯想はビデオデコーダーを含んだノートパソコン及びタブレットパソコン等の製品を製造・販売しており、聯想とノキア公司是、H.264 標準必須特許ライセンス協議が合意に至らなかったことが原因により、多くの国で並行して訴訟が生じている。

#### 一、本件における中国訴訟の状況

原告である聯想北京公司、聯想深圳公司是、2020年10月13日に、被告であるノキア北京公司、ノキア公司に対して本院に訴訟を提起し、本院は同日に受理し、且つ立件した。原告は、次のとおり判決を下すよう求めた。

1、被告は、ノキア H.264 中国標準必須特許についてのライセンス活動において存在する、公平・合理・無差別 (FRAND) の原則に違反する行為を即座に停止すること。これには次に掲げるものを含むが、これらに限られない。(1) H.264 中国標準必須特許について、原告に対し、高額かつ差別的な特許ライセンス料を要求すること。(2) 正当な理由なく、チップサプライヤーに対し、その H.264 中国標準必須特許の直接ライセンスを拒絶すること。(3) H.264 標準下において声明している中国標準必須特許を遅滞なく開示しないこと。

2、ノキア H.264 標準下における中国標準必須特許の FRAND ライセンス料を確定す

ること。

3、被告は、原告が本件のために支出した合理的費用を負担すること（提訴日までの暫定額は50万人民元。原告は、後続する訴訟の進展に基づき、被告に負担を求める合理的な費用金額を増額する権利を留保する）。

4、本件の訴訟費用は、被告が負担すること。

## 二、ドイツにおける訴訟状況

ノキア会社は、2019年9月18日に、联想ドイツ会社、联想グループ会社に対して、標準必須特許の権利侵害訴訟をミュンヘン裁判所に提起した。ノキア会社が主張した特許は、EP1433316B9の欧州特許であり、且つH.264標準下における必須特許であると述べた。ノキア会社は、ミュンヘン裁判所に対し、联想ドイツ会社、联想グループ会社に、联想の被疑侵害製品（ビデオデコーダーを含み、且つH.264標準に合致したノートパソコン及びノートパソコン/タブレットパソコン混合デバイス、デスクトップパソコン及びワークステーション、タブレットパソコン及びスマートディスプレイ）を提供・販売・使用し、又は上述した目的のために輸入することを禁止するよう求め、関連する販売情報の開示、帳簿情報の提供、権利侵害製品の回収、権利侵害による損害賠償の負担、及び訴訟費用の負担を求めた。

2020年9月30日、ミュンヘン裁判所は一審判決を下し、联想ドイツ会社がノキア会社の特許番号EP1433316の欧州特許を侵害していると認定し、联想ドイツ会社に対して、联想の権利侵害製品を提供・販売・使用し、又は上述の目的のために輸入又は保有することを禁止し、関連する権利侵害販売情報及び帳簿情報の提供、権利侵害製品の回収、賠償責任及び訴訟費用の負担を命じた。当該判決は、324万ユーロを提供した後に仮執行することができる。2020年10月19日、联想ドイツ会社は、ノキア会社から、（425万ユーロの銀行担保書の提供をもってする）ミュンヘン裁判所の一審判決の履行の要求を受けた。それには、権利侵害の停止、回収、帳簿情報の開示等が含まれている。

2020年10月2日、联想ドイツ会社は、ミュンヘン裁判所に一審判決の暫定的停止を申し立てた。2020年10月20日、ミュンヘン高等裁判所は、担保金の増額申立ての裁決期間に関しては、ミュンヘン裁判所が2020年9月30日に下した一審判決の執行の暫定的緩和に関する联想ドイツ会社の申立てを却下するという裁定を下した。2020年10月30日、ミュンヘン高等裁判所は、ミュンヘン裁判所の判決理由は不成立となる可能性があるとして、当該判決の執行を暫定的に中止した。

上記の訴訟のほかに、2019年9月18日、ノキア会社はまた、ドイツのミュンヘン裁判所、マンハイム地方裁判所、デュッセルドルフ地方裁判所において、联想ドイツ会社に

対し 6 件の標準必須特許の権利侵害訴訟を提起し、H.264 標準に合致する聯想の被疑侵害製品の提供・販売・使用又は上述の目的のための輸入を停止し、関連する販売情報の開示、帳簿情報の提供、権利侵害製品の回収、権利侵害の損害賠償、及び訴訟費用の負担を命じるよう求めた。

### 三、米国における訴訟及び 337 条調査の状況

2019 年 9 月 25 日、ノキア会社は、米国ノースカロライナ州東部地区の裁判所に、聯想(米国) 公司、聯想グループ公司、聯想北京公司、聯想深圳公司等 8 社の聯想関連会社(以下「聯想公司」という) に対して訴訟を提起し、それが声明する 10 件の H.264 標準必要特許及び 1 件の非標準必須特許を聯想公司が侵害したとして、聯想公司に権利侵害の停止を命じるよう求めた。このほか、2020 年 7 月 2 日、ノキア会社はまた、それが声明した 5 件の H.264 標準必須特許が侵害されたとして、米国連邦国際貿易委員会に提訴し、聯想製品に対して 337 条調査を発動し、これら 5 件の特許が実施された製品を米国に輸入しないよう聯想に対して命じるよう求めた。

### 四、インドにおける訴訟状況

2019 年 10 月 19 日、ノキア会社は、聯想グループ公司、聯想インド公司に対し、聯想公司が 3 件の H.264 標準必須特許を侵害したとして、インドのニューデリー高等裁判所に訴訟を提起し、聯想公司に対して権利侵害の停止を命じるよう求めた。ノキア会社は、訴訟において、仮差止命令を申し立てた。聯想公司は、インド裁判所に管轄異議を申し立てた。

### 五、ブラジルにおける訴訟状況

2020 年 7 月 2 日、ノキア会社は、聯想ブラジル公司に対し、ブラジルのリオデジャネイロ裁判所に訴訟を提起し、聯想公司が 1 件の H.264 標準必須特許を侵害したとして、ブラジル裁判所に聯想公司に権利侵害の停止を命じるよう求めた。

### 六、聯想製品の全世界における販売状況

聯想グループの会計年次報告書によると、2020 会計年度の聯想製品の総収入は 507 億 1600 万米ドルであり、事業別では、個人パソコン及びスマートデバイス事業の収入が 79%、モバイル事業の収入が 10%、データセンター事業の収入が 11%を占めた。地域別では、中国市場の収入が 21%、アジア太平洋市場の収入が 22%、欧州/中東/アフリカ市場の収入が 25%、米州市場の収入が 32%を占めた。

2019 会計年度の聯想製品の総収入は 510 億 3800 万米ドルであり、事業別では、個人パソコン及びスマートデバイス事業の収入が 75%、モバイル事業の収入が 13%、データ

センター事業の収入が12%を占めた。地域別では、中国市場の収入が24%、アジア太平洋市場の収入が19%、欧州／中東／アフリカ市場の収入が25%、米州市場の収入が32%を占めた。

2018会計年度の联想製品の総収入は、453億5000万米ドルであり、事業別では、個人パソコン及びスマートデバイス事業の収入が74%、モバイル事業の収入が16%、データセンター事業の収入が10%を占めた。地域別では、中国市場の収入が25%、アジア太平洋市場の収入が16%、欧州／中東／アフリカ市場の収入が28%、米州市場の収入が31%を占めた。

## 七、各联想公司の関係

本件の原告である联想北京公司、联想深圳公司及ドイツ訴訟における联想ドイツ公司、联想グループ公司是経済利益共同体であり、グローバル範囲における联想情報処理科学技術製品の製造・販売等の行為に共同で従事している。联想グループ公司与联想北京公司、联想深圳公司には、直接的又は間接的な投資持ち株関係が存在する。联想ドイツ公司在ドイツで販売する联想情報処理科学技術製品は、联想北京公司・联想深圳公司在中国にて研究開発し、製造している。联想ドイツ公司在ドイツで販売する联想情報処理科学技術製品のISO9001、ISO45001管理システムの認証證書の保有者は、それぞれ联想北京公司・联想深圳公司である。

本院は審査を経て、申立人である联想北京公司・联想深圳公司在、被申立人のノキア公司及その関連会社に対して提出した行為保全の申立てについて、支持しないと判断する。理由としては、联想とノキア公司是、H.264標準必須特許ライセンス協議の合意に至らなかったことにより、多くの国で並行して訴訟が生じており、本件の訴訟は双方のドイツ・米国・インド・ブラジル等における国の訴訟と一定程度において関連しているからである。联想北京公司・联想深圳公司是、本院に行為保全の申立てを提出し、ノキア公司及その関連会社に本件の終審判決が下される前に、ドイツのミュンヘン地方裁判所、マンハイム地方裁判所、デュッセルドルフ地方裁判所、インドのデリー高等裁判所、ブラジルのリオデジャネイロ州裁判所及びその他の法域の裁判所で、特許権侵害手続において獲得することができる暫定的又は恒久的な権利侵害停止のいかなる判決又は決定の執行も申し立ててはならないと命じるよう求めた。上記の域外裁判所の事件はいずれも未定の状態であるため、これらの事件は联想公司在いずれも勝訴する可能性があり、又は双方が調解を通じて紛争を解決する可能性がある。言い換えれば、被申立人が申請により執行を行うことによって、申立人の権益を損なう可能性のある域外裁判所の判決又は決定がまだなされていないため、本院は申立人の申立てについて、行為保全の法律規範に基づき評価することができない。よって、本院は、申立人が提出した行為保全の申立てを却下す

る。「中華人民共和国民事訴訟法」第100条第1項、第154条第1項第(4)号の規定に基づき、次のとおり裁定する。

申立人である聯想(北京)有限公司、聯想信息產品(深圳)有限公司の行為保全の申立てを却下する。

審判長 胡志光

審判員 祝建軍

審判員 張蘇柳

2021年1月27日

書記員 姜黎珊

※ 初出:『特許ニュース No.15733』(経済産業調査会、2022年、原題は「中国知財の最新動向 第33回 中国の標準必須特許紛争における『禁訴令』の最近の動向」)。

※ 免責事項:本稿は、中国の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。